

むつ市農業委員会第720回総会議事録

1. 開催日時 27年4月17日（金）午後4時30分から午後5時15分

2. 開催場所 プラザホテルむつ

3. 出席委員（26名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2	〃	青 木 明
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
10	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
16	〃	向 川 則 勝
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
20	〃	福 永 忠 雄
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
23	〃	杉 山 武 美
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
28	〃	板 井 弘 已
29	〃	立 花 幸 雄
30	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（4名）

議 席	役 職 名	氏 名
3	農 業 委 員	杉 山 重 一
6	〃	畑 中 光 政
1 1	〃	菅 原 靖 博
2 7	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 職員の任免について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
- 議案第5号 むつ農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 報告事項 農地の転用事実に関する照会について
- その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長 工 藤 初 男

次 長 畑 中 誠

主任主査 川 村 利 之

主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

24番 本山 日満夫 25番 柴田 峯生

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	本日の会議は、むつ市農業委員会会議規則第7条において、会議時間は、午前10時から午後4時までとするとの規定がありますが、議長において開催時間を午後4時30分と宣告いたします。 ただいまから、むつ市農業委員会第720回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中26名で定足数に達しております。 本日、3番杉山重一委員、6番畑中光政委員、11番菅原委員、27番畑中重宏委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、24番本山委員、25番柴田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、職員の任免についてを、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第1号について、ご説明いたします。 平成27年3月31日及び4月1日の職員人事異動に伴い、むつ市農業委員会事務局職員を議案書のとおり退職者1名、出向者1名、異動2名を、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定に基づき任免を求めるものであります。 以上で説明を終わります。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第１号は原案のとおり承認いたしました。
議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを、議題に供します。
事務局より、説明願います。

事務局

議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。
申請地は、大曲一丁目４３４番３、申請理由は、転用許可済み当時（平成３年８月２０日付け指令第３８０２号）むつ市への転居予定でしたが、現在は転居することがなくなったため、承継者によって、耕作を再開するため、転用事業をやめ、農業を再開するものであります。
調査については、４月１日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査した結果、特に問題はないと思われます。
以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

工藤委員

議案第２号について、現地調査した結果、すぐにでも耕作再開できる為、特に問題はないと思われます。

議長

議案第２号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

柴田委員

合併前の旧むつ市農業委員会で許可しているものであり、事業計画において何年何月までに事業完了すると、申請されていると思いますが、そのことが今日まで放置になっていたということは、農業委員会としての職責から好ましいことではない、おそらく一年ないしは二年で事業完了し、農業委員会の確認を経て、地目変更になるという流れだと思います。
本議案には、特に異論はないが、今後転用許可の計画より、事業が遅れている場合には、農業委員会として現地確認し、処理をしていただきたい。

事務局

農地の転用許可については、完了次第速やかに報告することが許可条件となっております。
現在も数年前の転用で、事業完了していないケースがあり、転用事業

について確認しておりますが、事業は現在も進行しており、履行に向けて努力している旨報告を受けております。

また、今後についても、完了後速やかに報告するようお願いしております。

藤沢委員

柴田委員と同じようなことですが、農地の転用許可後、一年たっても二年たっても、全然履行されていない、そういう現実があります。

そのまま放っておくのだとしたら、5条申請した価値がなく、申請者本人からも「もう住宅は建てないよ」という話も聞いています。

こういう場合、どういう処置をとったらいいですか。

事務局

転用事業について、取りやめるとのことでしたら、今の議案と同様、農地に復元する変更申請を提出していただき、農地に戻すべきだと思います。

また、申請者から現在も履行に向け行動しているとの報告を受けたものなど、その旨を毎年度県に進捗状況を報告しております。

今後については、農業委員自ら注意して、確認していただければと思います。

議長

補足します。

今後このようなことが無いよう、申請者とも相談しながら、運用するため、委員皆様のご協力よろしくお願いします。

他に質疑ありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件を議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。

受付第1号、申請地大字奥内字近川8番304、現況は田、面積6,609㎡、農地の所有権移転であります。

申請地では、譲渡人、譲受人が耕作してきたものであります。譲受後も継続して水田として利用するものであります。申請地の周辺は、農地

であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

調査については、４月８日立花会長、菊池委員、立花幸雄委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われます。

受付第２号、申請地大曲一丁目４３４番３、現況は畑、面積２８１㎡、農地の所有権移転であります。

申請地では、譲渡人、譲受人が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑として利用するものであります。申請地の周辺は、農地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

調査については、４月１日北川委員、菅原委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われます。

なお、本申請は議案第２号の県の許可後の許可となります。

受付第３号、申請地川内町板家戸３７、現況は牧草地、面積７，６２３㎡、農地の所有権移転であります。

申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後も継続して牧草として利用するものであります。申請地の周辺は、農地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

調査については、４月７日水戸委員、鴨田委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

鴨田委員

ただいま説明のありました、受付３号ですが、事務局の説明どおり、許可相当であると考えます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑ございませんか。

柴田委員

受付第２号について、議案第２号と関連する部分ではありますが、受付第１号と受付第３号とでは状況の説明が違うのではないのでしょうか。
譲渡人が耕作してきたということですが、本来転用された農地であり、

知事の許可を受け所有権移転しているものの、そのまま転用されず耕作されてきたものであり、譲渡人は不在地主であり、譲受人が耕作してきたものであるといった表現、また、譲渡人の下限面積を超えていないことについても、事情は理解するが、いかがなものでしょうか。

事務局

耕作者については、所有者から農作業の委託され耕作した場合などは、所有者が耕作者となります

また、下限面積については、農地の相続などのように、下限面積を超えなくても所有できる場合があります。

議長

他に質疑ありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてをご説明いたします。

申請地は、大曲一丁目67番3、地目は畑、面積331㎡についてであります。

申請に至った理由としては、隣接には母、兄が住んでおり、兄と協力して母親の介護などのため、母の土地を転用し、自己住宅を建設するためとのことです。

申請内容についても、建ぺい率、道路への接道のための承諾等特に問題はないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

北川委員

只今の議案第4号について補足いたします。

事務局の説明通り、建ぺい率、立地ともに許可相当であると考えます。

議長

説明が終わりましたので、議案第4号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて、議案第5号、むつ農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第5号、むつ農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてをご説明いたします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、当該計画の変更を行いたいのので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、むつ市長から意見を求られているものです。

申請地については、数十年前より、転用許可の要しない携帯電話用のアンテナが立っており、すでに農地法の適用は受けていない土地に対し農用地区域からの除外するものであります。

調査については、4月8日立花会長、菊池委員、立花幸雄委員、事務局により調査を行い、近隣農地に特に影響もなく、特に問題はないと思われま

議長

議案第5号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第5号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が2件あります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告事項、農地の転用事実に関する照会について、2件についてご説明いたします。

第1号、申請地は、大字城ヶ沢字下前田3番1他1筆、地目はいずれも畑、面積合計2,512㎡についてであります。

調査につきましては、3月11日北川委員、菅原委員、小林委員、事

務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元困難で、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

第2号、申請地は、大字奥内字大室平23番3他1筆、地目はいずれも畑、面積合計1,837㎡についてであります。

調査につきましては、4月1日北川委員、坂本委員、菅原委員、事務局で調査した結果、本申請地は、平成22年農地転用の許可を要しない場合に該当しているとの判断であるため、許可を得る必要がない案件であると回答いたしました。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもって、むつ市農業委員会第720回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 本 山 日満夫

会議録署名委員 柴 田 峯 生